

# 令和6年度新たな公共交通システムに係るトータルデザイン検討業務 提案説明書

## 1 業務の名称

令和6年度新たな公共交通システムに係るトータルデザイン検討業務

## 2 趣旨

本説明書は、「令和6年度新たな公共交通システムに係るトータルデザイン検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

## 3 業務の目的

札幌市ではこれまで、路面電車の人や環境に優しく、まちの魅力や賑わいを創出するなどの特性を踏まえ、延伸の検討を行ってきたところであり、レールを敷くことによる自動車交通への影響や収支採算性など様々な課題に加え、既存線の経営への影響も懸念されることから、総合的に評価し、延伸は困難と結論づけた。

今後は、従来の形での延伸ではないが、高齢者や子ども連れなどに優しいという路面電車の特性を引き継ぎながら、少子高齢化や運転手不足など社会情勢の変化に対応するほか、脱炭素社会への取組に資するような次世代の公共交通システムの導入を視野に、創成川以東地域における新たな公共交通システムの検討を進めていく。

以上を踏まえ、本業務は新たな公共交通システムに係るデザインコンセプトの検討や、トータルデザインの対象範囲、車両等の個別デザイン決定に向けた流れ等の検討を行うものである。

## 4 業務の内容

### (1) 本業務の枠組と進め方

本業務の実施に際しては、別途発注する「令和6年度新たな公共交通システム調査検討業務」受託業者と連携し、また、本市で設置するトータルデザインに係る検討会議（以下、「検討会議」という。）における議論を反映させながら、検討を進めること。

なお、新たな公共交通システムは令和12年の本格運行を目指しており、その有用性検証のため、令和7年度、令和8年度に社会実験を想定していることから、下記(2)及び(3)の検討にあたっては、それを考慮すること。

### (2) トータルデザインの年次計画作成

下記(3)の項目について、個別デザインが完成するまでの年次計画、工程表を作成すること。

### (3) トータルデザインの検討

「第2次 札幌市まちづくり戦略ビジョン」などの札幌市におけるまちづくりの基本方針等を踏まえながら、新たな公共交通システム導入の趣旨を考慮した上で、以下の検討を行うこと。なお、デザインコンセプトについては、内容を写真や絵を用いて視覚的にわか

りやすく示すこと。

ア デザインコンセプトの検討

(ア) 基本コンセプト

新たな公共交通システム全体を包括する基本コンセプトの検討を行う。

(イ) 対象範囲

トータルデザインの対象となる施設類や名称等の範囲を検討し、整理を行う。

(ウ) 個別コンセプト

(ア) の基本コンセプト実現のため、車両デザインのほか、略称やロゴに加え、対象とする施設類（車両の内外装、停留所 ほか）等について、個別コンセプトの整理を行う。

イ 実験用車両デザインの検討

社会実験時の車両内外装について、基本デザインおよび実施デザインの検討を行う。

ウ プロモーション手法の検討

新たな公共交通システムを市民に加え、多くの来街者に適切に認識してもらうために、広告方法や場所、タイミング等のプロモーション手法の検討を行う。

エ 市民参加手法等の検討

最終的な個別デザインの完成に向けた流れにおいて、どのタイミングで、どのような手法で市民意見を取り入れるべきか、検討・整理する。

オ 既存事例の整理

本業務と類似したデザインの考え方について、国内外の他都市事例等を整理する。

カ その他

本業務の趣旨を鑑み、検討会議等で必要とされた提案について検討を行う。

(4) 検討会議への出席と資料作成等の支援

検討会議の開催にあたっては、当該会議（年2回想定）に出席することとし、資料作成等の支援を行う。

(5) 報告書の作成

(1)～(4)の経過、結果をとりまとめた報告書を作成する。

(6) 打合せ

打合せは、業務着手時と成果物納入時の他に、中間打合せとして2回実施する。

(7) 資料提供

交通データや札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

## 5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和7年3月21日までとする。

## 6 業務提案の上限額

金 14,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

## 7 企画提案を求める事項

項目	説明	ページ数
(1) 本業務の枠組と進め方	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4判1ページまで
(2) トータルデザインの年次計画作成	個別デザイン完成までの年次計画を作成する上での考慮すべきポイント、着眼点等	A4判4ページまで
(3) トータルデザインの検討	デザイン検討等に関する留意事項、考慮すべきポイント、着眼点等	
(4) 検討会議への出席と資料作成等の支援	会議の進め方や資料に関し考慮すべきポイント、着眼点等	
(5) その他独自提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4判1ページまで
(6) 業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制、担当技術者のデザインに係る計画策定に関連する業務の経歴	A4判1ページまで
(7) 参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4判1ページまで

## 8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）

において、業種が「建設関連サービス業」に登録されている者であること。

- (6) 国又は地方公共団体等が発注した、トータルデザインに係る業務を元請として履行した実績があること。

## 9 提案方法等

### (1) 提出書類

【正本】 1 部

① 参加意向申出書（様式第 1 号）

（添付書類）

ア 同種業務等実績書（様式第 2 号）

上記 8－(6)に係る業務の実績を記載

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

ウ 競争参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書（様式自由）

用紙サイズはA4 判とし、両面印刷とする。提案書のページ数については、上記 7 を参照のこと。ただし、下記 11 に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものであること。

【副本】 10 部

上記②の企画提案書の写し

### (2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記 14 の担当に提出すること。

### (3) 提出期限

令和 6 年 5 月 14 日(火)15 時 00 分必着とする（送付の場合は特定記録による送付とし、前日必着）。

### (4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選

定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

#### (5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

## 10 質疑

### (1) 質問の受付期限

令和6年5月7日(火) 17時00分必着

### (2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の担当まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

## 11 審査方法及びスケジュール

### (1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「令和6年度新たな公共交通システムに係るトータルデザイン検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

## ア 一次審査

上記 8 に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

- (ア) 上記 6 の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。
- (イ) 一次審査通過の企画提案は 5 件とする。なお、参加者が 5 件以下の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。
- (ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

## イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

- (ア) 出席者は 1 件当たり 3 名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。
- (イ) プレゼンテーションは、25 分程度(説明 10 分・質疑 15 分)とする。
- (ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。
- (エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。
- (オ) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。
- (カ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

## (2) 審査スケジュール (予定)

一次審査 令和 6 年 5 月 21 日(火)

二次審査 令和 6 年 5 月 28 日(火)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

## (3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 6 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目(2)・(3)・(4)の合計点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合はいくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査基準]

項目	審査基準	配点
(1) 本業務の枠組と進め方	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか。	10
(2) トータルデザインの年次計画作成	個別デザイン完成までの年次計画を作成する上での考慮すべきポイント、着眼点等が具体的かつ妥当なものであるか。	20
(3) トータルデザインの検討	トータルデザイン検討に必要な項目や検討に関する留意事項、考慮すべきポイント、着眼点等が具体的かつ妥当なものであるか。	35
(4) 検討会議への出席と資料作成等の支援	会議の進め方や資料作成にあたり考慮すべきポイント、着眼点等について、具体的かつ妥当なものであるか。	15
(5) その他独自提案	独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、具体的かつ妥当なものであるか。	10
(6) 業務工程表及び業務実施体制	スケジュールについて、妥当かつ具体的なものであるか。業務実施体制について、妥当であり、専門性が高い担当技術者を配置したものであるか。	10
合 計		100

(4) 二次審査結果の通知

審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1者の場合であっても、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

## 12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をも

って、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

### 13 参考図書

(1) 札幌市公式ホームページ「札幌市路面電車活用計画」(平成24年4月)

<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/romen/public.html>

その他参考図書については、参加の資格要件を満たし、本公募型企画競争に参加する意思のあるものは、下記14の場所にて閲覧可能(貸出及び複写は不可)。閲覧を希望する場合は事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。

ただし、閲覧は令和6年5月13日(月)17時15分までとする。

### 14 担当

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail [sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp](mailto:sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp)